

静岡市海外クリエイター活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、コンテンツ産業の振興及び発展を図るため、海外で創作活動を行うクリエイターに対して、予算の範囲内において静岡市海外クリエイター活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創作活動 映像、音楽、デザイン、コンピュータゲーム等の分野における創造的な活動をいう。
- (2) クリエーター 創作活動を業として行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、静岡市内に活動拠点を置くクリエイターで、市長が別に定める方法により選考するものとする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市長が別に定める海外での創作活動とする。

(補助対象経費、補助額、補助限度額等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助額及び補助限度額は、別表に定めるところによる。ただし、補助事業の実施に当たり、国、県その他の団体からこの補助金の補助対象経費を対象とした補助金の交付を受ける場合には、当該補助金相当額をこの補助金の補助対象経費の額から控除する。

(補助回数等)

第6条 補助事業に係る1の補助対象者からの申請に対する補助金の交付は、1回限りとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、海外クリエイター活動支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項の申請書は、市長が指定する日までに提出しなければならない。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、海外クリエイター活動支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(変更等の承認申請)

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容について変更しようとするときは、速やかに海外クリエイター活動支援補助金交付申請書記載事項変更承認申請書（様式第5号）及び市長が指定する書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 交付決定者のうち交付決定額を変更しようとする者は、海外クリエイター活動支援補助金交付決定額変更申請書（様式第6号）及び市長が指定する書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 交付決定者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）届出書（様式第7号）及び市長が指定する書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）は、実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要が

あると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、海外クリエイター活動支援補助金交付確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第13条 前条の規定による確定通知書を受けた者は、当該通知書を受けた日から起算して20日以内に請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

項 目	内 容
補助対象経費	交通費（航空機の場合は、エコノミークラスの費用） 宿泊費 小間料 小間の展示装飾費 通訳経費（出展のための通訳に限る。） 出展物輸送経費 製作費
補 助 額	補助対象経費の額以内の額
補助限度額	50万円

様式第1号（第7条関係）

海外クリエイター活動支援補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）静岡市長

住所

氏名



電話

静岡市海外クリエイター活動支援補助金の交付を受けたいので、静岡市海外クリエイター活動支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 海外創作活動の概要

2 補助金交付申請額

様式第2号（第7条、第11条関係）

事業計画（報告）書

1 創作活動内容	
2 期 間	(事業期間) (展示会等期間)
3 展示会に出展する 場合は、展示会の名称 (展示場名・場所)、 概要及び出展内容	
4 その他	

様式第3号（第7条、第11条関係）

収支予算（決算）書

1 収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
合 計			

2 支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
対 象 経 費			
	小 計		
対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計			

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

海外クリエイター活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった静岡市海外クリエイター活動支援補助金については、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の時期
- 3 交付の条件

様式第5号（第10条関係）

海外クリエイター活動支援補助金交付申請書記載事項変更承認申請書

年 月 日

（あて先）静岡市長

住所

氏名

電話

年 月 日付け 第 号により静岡市海外クリエイター活動支援補助金の
交付の決定を受けた申請の記載事項について、次のとおり変更したいので関係書類を添え
て申請します。

1 変更内容

2 変更理由

様式第6号（第10条関係）

海外クリエイター活動支援補助金交付決定額変更申請書

年 月 日

（あて先）静岡市長

住所

氏名

電話

年 月 日付け 第 号により静岡市海外クリエイター活動支援補助金の
交付決定を受けた次の事業について、交付決定額の変更をしたいので、関係書類を添えて申請
します。

1 事業名

2 変更申請額

様式第7号（第10条関係）

補助事業中止（廃止）届出書

年 月 日

（あて先）静岡市長

住所

氏名

電話

年 月 日付け 第 号により静岡市海外クリエイター活動支援補助金の交付決定を受けた次の事業を中止（廃止）したいので、届け出ます。

1 事業名

2 中止（廃止）理由

様式第8号（第11条関係）

実績報告書

年 月 日

（あて先）静岡市長

住所

氏名

電話

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知を受けた静岡市海外クリエイター活動支援補助金に係る次の事業が完了したので、静岡市海外クリエイター活動支援補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

事 業 名

様式第9号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名

海外クリエイター活動支援補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した静岡市海外クリエイター活動
支援補助金の交付について、次のとおり確定したので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

様式第10号 (第13条関係)

請 求 書

年 月 日

住所

氏名

㊟

電話

静岡市海外クリエイター活動支援補助金を次のとおり請求します。

1 請求金額

2 振込口座 金融機関 銀行・信用金庫・農協
支店・支所

口座番号 普通・当座 No

口座名義